

年 月 日

浅口市教育委員会教育長 様

周知の埋蔵文化財包蔵地確認依頼書（兼回答書）

依頼の場所	浅口市	
敷地面積	m ²	
依頼者	御住所：	
	会社名：	
	御担当者： 様	
	TEL () — FAX () —	
依頼の目的	<input type="checkbox"/> 物件調査	
	<input type="checkbox"/> 建築計画	
	工事目的	住宅・工場・倉庫・事務所・その他建物
	工事概要	() 造 () 階建
	<input type="checkbox"/> 通信設備関係	
<input type="checkbox"/> その他 ()		
□開発予定日 年 月 日		

※太線内の必要事項を記入して、依頼の場所のわかる地図（住宅地図など）を添付して照会してください。

回答の内容(以下は、記入しないでください。)		回答番号 _____
<input type="checkbox"/> 該当	<ul style="list-style-type: none">・遺跡名称：・県遺跡番号：・遺跡の種類：・遺跡の時代：旧石器・縄文・弥生・古墳・奈良・平安・中世・近世・その他 <p>開発行為等の着手前60日までに文化財保護法第93条・94条に基づく届出・通知が必要であります。工事の内容によって、事前の発掘調査（調査経費は全額事業主負担）を要する場合があります。事業計画が決まりましたら、できるだけ早期に当課とご協議ください。</p>	
<input type="checkbox"/> 可能性あり	<p>近接して周知の埋蔵文化財包蔵地（名称： ）が存在します。</p> <p>◇事業内容によっては立会調査が必要な場合があります。事業計画が決まりましたら、できるだけ早期に当課とご協議ください。</p> <p>◇工事中に土器等の出土により埋蔵文化財が存在すると認められた場合には、文化財保護法に基づく届出・通知を提出するとともに、その取扱いについて当課と協議してください。</p>	
<input type="checkbox"/> 該当なし	周知の埋蔵文化財包蔵地には該当しておりません。開発行為中に土器等の出土により埋蔵文化財が存在すると認められた場合には、文化財保護法に基づき、現状を変更することなく直ちに当課に届出してください。	

※詳細について問い合わせの場合は、回答番号をお知らせ下さい。

問い合わせ先	浅口市教育委員会事務局 ひとづくり推進課 TEL : 0865-44-7055 FAX : 0865-44-7602 e-mail : hitodukurisuishin@city.asakuchi.okayama.jp (課代表)
--------	--